

勤労 自学 礼儀



七林中だより

令和6～8年度船橋市教育委員会研究指定校 内容「情報活用能力の育成」

令和6年4月25日
船橋市立七林中学校
学校だよりNO. 1
TEL047(464)7687
FAX047(464)7688



「七林中で学んだことを誇れる生徒に！」

校長 仲臺和浩

新年度も早1か月が過ぎようとしています。4月9日の入学式で、新入生188名を迎え入れ、全校生徒515名（男子262名、女子253名）で今年度の七林中学校がスタートしました。七林中学校校長として2年目を迎えた仲臺和浩（なかだいかずひろ）です。伝統ある七林中学校で「生徒一人一人に寄り添い、生徒が自分らしく生活できる居心地のよい学校」を目指して取り組んでまいります。保護者の皆様、地域の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

今年度より七林中学校は、船橋市教育委員会から指定を受けて「情報活用能力の育成」をテーマとした研究に取り組みます。現在、学校では生徒一人一人が学習用端末を使い、電子黒板などICTを活用した授業が行われています。学習指導要領（文科省）で示される「主体的で対話的な深い学び」の実現に向けて授業改善等に力を入れていきます。学習活動における「〇〇ができるようになった！とっても嬉しい！」と実感できる場面を増やすとともに「生徒同士がお互いの良さを発揮し、楽しく過ごせる場」「仲間と思いや考えを伝え合い、お互いを認め合える場」を大切にしたいと考えています。

本校教職員一同、「生徒にとって大切なことは何か」を念頭に、一致団結して支援・指導に尽力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

令和6年度船橋市立七林中学校の学校経営について

- 校訓（開校以来、継承しています）
 - 礼儀（礼儀正しく節度ある学校を目指します）
 - 自学（自ら問題を求め探求する学校を目指します）
 - 勤労（勤労と責任を重んじる学校を目指します）
- 学校教育目標

「知・徳・体の調和を図り、心身共に健康で人間性豊かな生徒の育成」

【めざす生徒像】

 - ・自ら学び、深く考える生徒（自学）
 - ・心豊かで思いやりのある生徒（友愛）
 - ・健康でたくましい生徒（活力）
- 主な経営重点 ～学校と保護者・地域が一つとなって生徒の将来を考えていく～
 - （1）生徒の学ぶ意欲を高め、学力の向上を図ります。
 - （2）生徒一人一人に応じた丁寧な生徒指導を行い、心の教育の充実に努めます。
 - （3）生徒のコミュニケーション能力の育成に努めます。
 - （4）健康教育を通して生徒の体力向上を図ります。

行事予定

日	曜	校内行事
4/26	金	平常6時間日課
4/27	土	
4/28	日	
4/29	月	昭和の日
4/30	火	金①②③水④③月⑥
5/1	水	平常6時間日課 3年内科検診
5/2	木	平常5時間日課
5/3	金	憲法記念日
5/4	土	みどりの日
5/5	日	こどもの日
5/6	月	振替休業
5/7	火	火①～⑤ ⑥全校集会
5/8	水	水⑤⑥②④ ⑤授業参観 14:50 部活動保護者会 尿検査回収（2回目）
5/9	木	月①～⑤金⑥ ⑥2年校外学習事前指導 学年評議会・常任委員会
5/10	金	金①～⑤月⑥ 2年校外学習（鎌倉方面）
5/11	土	
5/12	日	
5/13	月	平常6時間日課

※4/24 現在の予定です



日	曜	校内行事
5/14	火	平常6時間日課 1年内科検診 全校評議会
5/15	水	千教研 火⑥月⑥水⑤⑥（短縮日課） 2年内科検診
5/16	木	木①～④水⑤ ⑤1年校外学習事前指導 2・3年歯科検診 臨時全校評議会 PTA常任委員会
5/17	金	平常6時間日課 1年校外学習（マザー牧場）
5/18	土	
5/19	日	
5/20	月	平常5時間日課 放課後諸活動停止
5/21	火	水①②③⑤⑥ 1・2年教育相談 3年修学旅行事前指導
5/22	水	火①～⑤ 1・2年教育相談 3年修学旅行（信州方面）～24日
5/23	木	平常5時間日課 1・2年教育相談
5/24	金	金①～⑤ 1・2年教育相談
5/25	土	
5/26	日	
5/27	月	月①～⑤
5/28	火	火①～⑤ 1・2年教育相談
5/29	水	水①～④月⑥ 1・2年教育相談 総会リハーサル
5/30	木	木①～⑤短
5/31	金	火⑥水④金⑥金④ ⑤⑥生徒総会

【裏面へ】

お知らせ

○学校より

1 欠席・遅刻連絡方法について

学校ホームページでお知らせしてありますとおり、本日4月25日(木)より「グループフォーム」から「学校安心メール」に変更となっています。

まだ登録されていないご家庭につきましては、下記『登録のしかた』を参考に登録をお願いします。

七林中学校安心メール 登録のしかた

◆「あんしんメール」ご登録方法は、アプリまたはメールアドレスのどちらでも登録できます◆

「あんしんメール」アプリでの登録

- ① 「あんしんメールアプリ」をインストール (無料)
- ② 「あんしんメールアプリ」を起動し、「新規登録」をクリック
- ③ グループ画面の「追加 (画面右上)」をクリック
- ④ 下記の登録用メールアドレスのQRコードの読み取りまたはメールアドレスを直接入力し、「グループに登録」をクリック
- ⑤ 必要事項入力後「登録」をクリックし、グループ画面に登録した学校名が表示されると登録完了



QRコード

「七林中学校安心メール」登録用メールアドレス

※ アプリインストールによる個人情報の収集等は一切ありません

nnbys-j@ansin-anzen.jp

← 直接入力の場合必ず半角英数字入力

- ① 右上記のQRコードでアプリがインストールできない場合
【iPhone版】
--- 「App Store」
【Android版】
--- 「Playストア」
から「あんしんメール」を検索ください
- ②
- ③
- ④
- ⑤

「あんしんメール」メールアドレスでの登録

- ① 下記の登録用メールアドレス (QRコードまたは直接入力) へ空メールを送信

QRコード

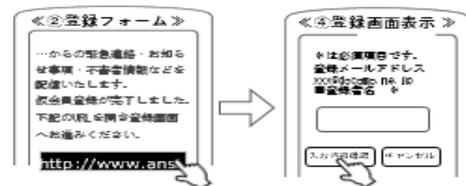
「七林中学校安心メール」登録用メールアドレス

※ スマートフォンで空メールを送信する際は、件名に任意の英文字(「あ」等)を入れて送信して下さい

nnbys-j@ansin-anzen.jp

← 直接入力の場合必ず半角英数字入力

- ② 返信メール本文に記載のURLをクリック
- ③ 「本登録画面へ」をクリック
- ④ 表示された登録画面の項目を入力
- ⑤ 「入力内容確認」をクリック
- ⑥ 登録内容を確認し、「登録」をクリック
- ⑦ 「登録完了」画面が表示されると登録完了



【ドメイン指定受信設定】

【ご注意】空メールを送っても返信が来ない場合
ドメイン (ansin-anzen.jp) 指定受信の設定をお願いします
※ メールアドレス指定ではありません
※ 設定ができない場合、この用紙をお持ちになり各携帯電話ショップにて設定をお願いして下さい

● 株式会社テクノミックス (<http://tmix.co.jp/>) ●
登録方法のお問い合わせは、
①学校名 ②お名前 ③電話番号
④お問い合わせ内容 をご記入の上、
株式会社テクノミックス qa@tmix.co.jp まで
メールにてお問い合わせください。

○船橋市教育委員会より

1 就学援助制度について【学務課・保健体育課】

「就学援助制度」は、経済的理由により学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。就学援助の認定者は、校外活動費等の補助や給食費の免除が受けられます。(但し、学校徴収金は納付が必要です。) 申請を希望する方は、学校・教育員会学務課・船橋駅前総合窓口センターにある「令和6年度就学援助 申請書 兼 同意書」(市ホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入し必要書類を添付して、学校へ提出してください。解雇や疾病等による失業等により世帯の収入が著しく減少している場合は、令和6年の収入での審査が可能な場合がありますので、教育員会学務課までお問い合わせください。

「就学援助制度」の年度当初申請の期限は、5月8日(水)となっております。

問合せ先：就学援助制度について 学務課 047-436-2852

学校給食費について 保健体育課 047-436-2418

※船橋市外から通学されている方は、住所地の教育委員会の就学援助担当課へお問い合わせください。

2 学校ネットパトロールの実施について【青少年センター】

船橋市教育委員会では、児童生徒がインターネット上でのトラブルに巻き込まれる危険性がある書き込みや不適切な画像等の早期発見・早期対応を行うことで、いじめや犯罪被害等から児童生徒を守るために、学校ネットパトロールを実施しております。

つきましては、特に問題のある投稿・書き込み等が検出された場合には、投稿削除などのご協力をいただくこともございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、インターネットのサイト上に誹謗中傷や個人情報等が掲載されているなど、気になることがございましたら、学校へご連絡ください。

3 モバイルルータの貸与について【総合教育センター】

6月より、平常時の1人1台端末の持ち帰りがスタートするにあたり、お子様が使用できるインターネット環境がないご家庭には、モバイルルータを貸与します。

(1) 貸与について

- ①モバイルルータの貸与を希望される方は、担任までお知らせください。
- ②申請書をお渡ししますので、必要事項をご記入の上、5月24日(金)までに、担任へ提出してください。
- ③貸与の準備が整い次第、モバイルルータを貸与します。
- ④通信費は、ご家庭でのご負担になります。
- ⑤兄弟・姉妹がいる場合でも、お子様1人に対して1台のモバイルルータを貸与します。
- ⑥原則として、貸与期間は、令和7年6月末日までとなります。(卒業時・転出時には、その都度モバイルルータは返却となります。)